

平成26年

かすみがうら市議会第1回臨時会会議録 第1号

平成26年1月22日(水曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
日程第 4 議案第 1号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算(第7号)

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について

日程第 4 議案第 1 号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）

追加日程第1 委員会発議第1号 議案第1号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算
（第7号）に対する附帯決議（案）

開 会 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成26年かすみがうら市議会第1回臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木良道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第88条の規定により、2番 岡崎 勉君、3番 山本文雄君、4番 田谷文子君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（鈴木良道君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、付議事件等を考慮し、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（鈴木良道君）

日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第1号について、報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

ただいま上程されました報告第1号 専決処分の報告につきましては、戸籍付票の誤発行によりドメスティックバイオレンス加害者である夫に現住所が知られてしまい、転居せざるを得なくなった女性に対し、市が転居費用を賠償することで和解するため、その賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、報告第1号の報告を終了いたします。

日程第 4 議案第 1 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）

○議長（鈴木良道君）

日程第4、議案第1号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第1号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ129万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を164億7103万3000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、霞ヶ浦中学校の平成26年4月開校に向け、平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）において設定した霞ヶ浦中学校スクールバス運行事業にかかわる債務負担行為の期間及び限度額を変更するとともに、既存の通学路に交通安全照明施設を設置するため計上するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第1号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）について、提案の趣旨をご説明いたします。

本案は、霞ヶ浦中学校スクールバス運行事業に係る債務負担行為を設定するため、平成25年市議会第4回定例会に補正予算案を議会に提出し可決賜りましたが、同定例会において、霞ヶ浦中学校スクールバスの運行に関する請願が採択され、また、補正予算に対する附帯決議並びに意見

書の提出があったことから、それらの趣旨及び意見を尊重し、イ、教育委員会との協議を経て、霞ヶ浦中学校スクールバスの運行事業に係る債務負担行為の期間を平成25年度から平成28年度へ変更し、限度額を1億692万円から1億9278万円へ変更するとともに、既存の通学路に交通安全照明施設37基を設置するため、歳入歳出それぞれ129万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を164億7103万3000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第1号の提案説明並びに趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

まず、報告書であります。1月10日、文教厚生委員会、そして14日か15日でしたか、中学校の統合による通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願の処理にかかわる経過及び結果報告書というものが出ております。結果ということで、北中学校の通学路に居住する生徒と同様に、霞ヶ浦中学校スクールバスについては南中学校の通学地域に居住する生徒についてもおおむね6キロ以上ということで、利用希望する生徒を対象として運行するという事になっております。あと、今提案がありましたように、防犯灯37カ所の設置をやるということなのですが、基本的に私たちが附帯決議をしてあったもの、それから、意見書を出したやつは、6キロメートルに限定しないということと、希望者に応えるようにというふうになっているわけですね。これ自宅から通学距離おおむね6キロ以上と相変わらず固執しているんですが、その理由は何でしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

今回の報告書につきましては、平成25年第4回定例会で採択された、中学校の統合により通学が危険となる生徒に対し、スクールバスの運行を求める請願書及び市議会から市長に提出された中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める意見書並びに議案第110号に対する附帯決議について検討を行い、教育委員会と市長との協議による結果について報告したものでございます。

この中で、請願事項としては、通学距離を一律に6キロメートル以上に限定するのではなく、スクールバスの利用を希望する生徒に対しては原則利用を認めるものとするということであり、この願意を反映した意見書においては、公平性の観点から、スクールバスを利用できる生徒を旧北中学区の生徒に限定しないこと、スクールバスの利用を希望する生徒に対しては通学距離にかかわらず原則利用を認めることというものでした。

さらに、附帯決議においても、旧中学区の通学距離が6キロメートル以上の生徒に限定しないこと、スクールバスの利用を希望する生徒に対しては原則利用を認めることというものでした。

この内容を最大限尊重した上で、南・北統合中学校統合委員会での検討、児童生徒アンケートの実施、教育委員会における協議を経て、市長と協議により、北中学校の通学区域に居住する生徒と同様に、南中学校の通学区域に居住する生徒についても通学距離がおおむね6キロメートル以上で利用を希望する生徒を対象として運行することとしたものでございます。

通学距離にかかわらずスクールバスの対象とすることにつきましては、多額の費用を要することとなりますので、基準の一つとして一定の距離を設けることは必要であると考えております。6キロメートルにつきましては、学校統合による生徒の身体的な負担の増や現在の通学状況などから総合的に判断されたもので、南中学校と北中学校のみならず、千代田中学校や下稲吉中学校との公平性の観点からも適当であると考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長と協議したと、そしてこの決議案、附帯決議とそれから意見書、それも尊重したと言いましたが、結果的には財政上の問題、多額の費用がかかるというので一定の基準だというふうにおっしゃったと思うんです。もっと精査をして要求に応えるということが今求められているんじゃないかなというふうに思うんですよ。

私も前にお話ししましたが、いわゆる国庫負担の6キロということについては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令、これは1956年（昭和31年）に出されたものなんですね。これは学校統合において適正配置について言及しているんですが、統合するに当たってその通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロ以内、中学校は6キロ以内を最高限度とするというふうにやっているんです。統合するときにはその範囲にしないと。超えたらこれについては考えるべきだと、そういう意味なんですね。

それからいうと、学校統合について、それから超えたところをスクールバスの基準だというのはちょっと矛盾しているんです。その中であっても、統合によって通学が非常に困難だというふうな場合であったら、それはそれなりの安全対策なりスクールバスのことも考えるべきだというのが本筋なんじゃないかなと思うんです。施行令は、教育委員会は、地勢、気象、通行等の諸条件並びに通学距離の児童生徒に与える影響を考慮して、さらに実情に即した通学距離の基準を定めることというふうにつけ加えていますね。そうしたら、驚くことにこの理由を、この統合委員会でなぜ南中の6キロを超える生徒に対してスクールバスをやらないのかというふうに言ったら、これを理由にしたんだよね。非常に通行上は問題ない、だから外したんだというふうに、これ逆手にとった中身になっているんですよ。

私が言いたいのは、それと同時に、何回もお話ししていますが、昭和38年（1963年）に通学距離の適正基準値というのが学校施設基準規格調査委員会から出されているんですよ。それは、農村部では、小学校は歩いて15分の1キロ以下、中学校は歩いて30分以下の2キロというふうになっているわけです。そういう報告がされているんですよ。それに加えて、昭和48年9月に、1973年ですが、公立小中学校の統合について文部省は、通学距離及び通学時間の児童生徒の心身に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分に検討し、無理のないよう

に配慮すること。学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等を考えて十分に地域住民の理解と協力を得て行うように努めることという通知を各都道府県の教育委員会委員長に提出しているわけですね。

こういうことを考えると、やはり住民のいわゆる理解、これを得るということ、これはもう大前提なんじゃないかなど。そして、財政上の問題については、さらに国や県、これに対していろいろ求めていく、折衝していくということも必要だと思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

この通学距離につきましては、例えば現在の南中学校におきましても、8キロメートルを超える生徒も自転車で現実的には通って来ている子どももいます。そういうことで、今回この統合に対しましては、スクールバスの検討をする際に、7キロメートルというような案も出されたわけですが、統合委員会あるいは関係者の協議の中で、7キロでなくて6キロがいいんじゃないかということで、6キロということで落ちついた経過がございます。

そういうことで、私どもとしましては、補助金があるから6キロということではなくて、南中学校の通学の現状、北中学校の通学の現状等も踏まえて提案した中で協議されて6キロに落ちついたというふうに認識しております。結果として6キロメートルにつきましては国の補助制度がありますので、5年間につきましては運行費の2分の1が補助になるということで、それは有効に使わせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この議論をここで長くしてもしょうがないと思いますが、いろいろ勘案した中でやったんだと。でも、6キロというのは、この中身として基本的に布石があったんじゃないかなど。6キロという国の財政支援というような形。ただ、これは統合をするに当たって6キロ以内にしろというのが原則だということですから、やはりその実情に合わせてやると。

ですから、私たちがなぜ附帯決議を上げているかということ、6キロ未満のところの保護者や生徒から請願が出ているわけでしょう、200名を超えているわけですよ。こういうことが実際の住民の声だということで、決議を上げて再考を求めたわけじゃないですか。それには応えていないですよ、全然まるっきり、と私は思います。

あとは議案審査でやる必要があるかなと思うんですけども、もう一つ、この資料を、私が請求しましたね。児童生徒に対して、これは地域限定じゃなくてアンケートをとったと。それを、じゃプロットしてくれということで、子どもたちの通学距離のことについて「自転車で行くか」「バスで通うか」「わからない」と、この3つの分類で出したと。これを地図に落としてプロット化した数値が出されておると思うんですが、これ出されましたが、これは自宅から通学距離6キロ以内でバス通学を希望している子どもたちは何人で、あと、「わからない」という子どもたちは何人なんですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

お答えいたします。

今回の南中学校、北中学校の1、2年生と南・北中学校区内の小学校5年生、6年生全員を対象とした霞ヶ浦中学校への通学についてのアンケートの中で、集落や地区の記入に基づき通学距離6キロメートル未満と判断できる児童生徒340人のうち、「スクールバスで通学したい」と答えたのは57人、16.8%となっております。「自転車で通学したい」と答えた方は237人、69.7%、「わからない」が46人で13.5%というような状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、求めたのは、6キロ以内の子どもたちがバス通学では67人ということですか。ごめんなさい、57人で、「わからない」という子どもたちは何人ですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

46人でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、下大津小学校と美並小学校それから志士庫小学校は、全て6キロ以内なんですよ。これはそうですね、確認できますね。

そうすると、その中でも57人、そして「わからない」46人ということになりますと、20%近い子どもたちがバスで通いたい、まだ判断つかないという現状になっているんじゃないですか。こういう子どもたちについてはどういうふうに考えているんですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

今回の児童生徒のアンケートに際しましては、昨年暮れの19日以降に実施してございます。今回の中で特に志士庫小学校区と安飾小学校の児童生徒に関しては、「わからない」という方の回答が若干高くなっております。これは佐藤議員さんもおっしゃるように、請願書等の中で児童生徒も名前を記入しているというようなこともあって、まだはっきり自分としてはわからないという理解をして、「わからない」というところに丸をつけたのかなというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

質問に答えていないんですよ。57人じゃ、具体的に46人は請願のこともあってまだ悩んでいると、そういう答弁はしましたよ。でも57人はどういうふうに救い上げるんですかと。これに答えていないじゃないですか。これは切り捨てるということですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

切り捨てるというようなことではなくて、運行基準に合った中で、スクールバスを利用できる方は利用いただいても結構ですということで運用していきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、こういう57人は枠外になってしまっているということですよ。だから6キロという限定しないでくれと。統合の趣旨についても、統合する上で6キロを限度とすると言うんですよ。ですから、そこに柔軟な対応を求めているということですよ。

これ議論してもしょうがないんで、ちゃんとした答弁になっていない、救い上げようという意識が全くないということは明らかじゃないですか。

それとですね、統合委員会は、新たな保護者へのアンケートは必要ないというふうに結論づけていますよね、もう既にやったからと。7月と9月かな、そのアンケートがありましたね、確かに。でも、中学校のアンケートでしたか、中学校のアンケートの集約についてなんです、南中と北中で生徒数が417人に対して回答数が79で、北中学校は34.9%で高いですけども、まだ2割なんですよ、18.9%でしょう、保護者に対するアンケート調査は。今回は、請願が出て意見書まで出して、附帯決議も出す、請願も採択された、全会一致で出されているわけですよ。そういう環境の変化があるわけですよ。意識が変わってきているわけですよ。そういうときになぜ実施しようとしらないんですか。親は関係ないんですか。保護者の意見は求めないんですか。子どもたちだけに判断を任せようというんですか、答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

佐藤議員さんのご質問にお答えいたします。

南・北統合中学校統合委員会につきましては、かすみがうら市小学校適正規模化実施計画に基づき設置したものでございます。委員は、地域代表者として区長会の推薦を受けた地元の区長さん、学校運営協力員の代表の方、保護者代表の方として両校のPTAの会長及び副会長、また、教職員の代表として両校の学校長を委員として委嘱し、学校統合についての協議をいただききました。その中で、スクールバスの運行については運行基準案を示して保護者アンケートを実施し、意見の聴取とあわせ、その結果や回答、反映状況などをQ&Aとして公表し、運行基準の考え方に対する理解を求めてまいりました。

初めに、実際に中学生のお子様を自転車に通学させている保護者の視点からご意見を伺うため、南中学校並びに北中学校の全保護者を対象として実施いたしました。結果につきましては学校統

合だよりに掲載し、市内全小中学校の保護者に配布するとともに、区長さんを通した市内全域への回覧、市教育委員会ホームページに掲載するなどしながら周知に努めました。

次に、下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校統合委員会及び佐賀・安飾・志士庫統合小学校統合委員会の運営検討委員会と意見交換会を行い、小学校関係者の立場からの意見を伺い作成したQ&Aを添付し、下大津、美並、牛渡、宍倉、佐賀、安飾、志士庫の各小学校の保護者を対象としてアンケート調査を実施いたしました。この結果についても統合だよりに掲載し、市内全小中学校の保護者に配布するとともに、区長さんを通した市内全域への回覧、市教育委員会ホームページに掲載するなどしながら周知に努めてまいりました。このような経過を踏まえて、平成25年10月23日に開催された第6回統合委員会でスクールバス運行基準が決定されました。この間、スクールバスについては重要な協議事項として位置づけ、アンケート調査や各委員がそれぞれの母体の活動の中での意見、地域での意見などを伺いながら、統合委員会及び運営検討委員会で協議を重ねてきた結果であるとの判断であったと思います。

しかし、児童生徒のアンケートについてはこれまで実施していなかったことから、教育委員会として実施したものであり、貴重な意見を聞くことができたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やっぱり私の質問に答えていないでしょう。この調査をしてアンケートの結果を出した、そのときに志士庫のコースはどうなんですかということが出ているでしょう。これが、いわゆるコース設定はしておりませんということから請願が出たんじゃないですか。その請願が出て採決されて、地域の住民の皆さんとの協議も求めているわけですよ。それをやっていないんじゃないですかと言うんですよ。なぜ保護者をここで今回無視したんですか。全然答弁になっていないんじゃないですか。なぜ無視したんですかということなんですよ。今までのやつと同じ繰り返しを言ってもしょうがないんですよ。

環境が変わったわけでしょう。そして、附帯決議というのはそういう意味じゃないですか。なぜ保護者に聞こうとしないんですか。例えばそこに住民説明会とかそういう設定だってありますよ。そういう努力です、こういうことを全くされていないわけですよ。特に志士庫地区ですか、つまり6キロから外れている学区が3つあるわけでしょう。こういうところの皆さんの要望を聞くという、こういう努力をなぜしなかったんですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

先ほども申しましたように、これまでスクールバスの運行につきましては、アンケート等も通して保護者の意見を統合委員会としては十分聞いているというような判断、その結果を受けて運行計画をつくったということでございますので、その運行計画に基づいて実施するというようなことで、今回地元の関係する方の意見については改めて聞かないということになったものと思われれます。

請願その他の意見につきましては、それを否定したりということではなくて、そういう意見も踏まえながら統合委員会としても判断をしたというふうなことだと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

統合だよりがありますね、第7号、この中にね。協議の結果、現行の運行基準により運行し、防犯灯の設置など、通学路の整備とあわせて通学指導やパトロールの実施云々かんぬんということで、今後請願に伴う運行範囲の見直しについては教育委員会と市と協議により対応が決定されますというふうになって書いてあるわけですね。そういうふうに書いてあるわけでしょう。ということは、もう6キロで打ち切りますよというような中身と、こういうふうな中身になってしまうと、やはり皆さんが非常に強く要望しているにもかかわらず、何か一方的に、統合委員会のメンバーだけで、今言ったように全て意見が反映するような統合委員会みたいに言っていますが、そこで決めたやつをただおろすだけだという形になってしまうんじゃないですか。請願に伴う運行の範囲の見直しについて、市と教育委員会の協議により対応が決定されますといったときに、じゃ、市と教育委員会はこれについて、いわゆる統合委員会の意見を尊重するや附帯決議をどう尊重する、この協議をした結果、統合委員会の決定を尊重するというふうになったということですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

統合委員会の結果につきましては現行どおりということで、北中のおおむね6キロ以上の方を対象にした運行計画をそのままいくというものでしたが、請願でありますとか議会の意見、附帯決議等を踏まえて市長と協議をしたところ、南中学校の子どもたちにもスクールバスを運行したほうがいいんじゃないかということがありましたので、南中学校のおおむね6キロ以上の方も対象とした運行計画に見直しを行って、今回それに伴う事業費を債務負担行為という形で要求をさせていただきましたので、請願内容、意見書の内容、附帯決議の内容は全て応えることができませんでしたけれども、現時点におきまして、できる範囲内で対応をしたというふうには考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この議論はもっと議案審査の中で皆さんから意見も出してもらいたいと思うんですが、財政上の問題について聞きたいと思います。

南・北中学校の統合によって削減される維持運営経費、この計画案にありますが、そのとおりなのかどうか確認したいと思いますので、金額を教えてくださいませんか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

この統合計画の時点では、計画書に書いた金額で積算をしていると思いますが、現時点で改めてその金額をと言われますと、現時点の金額では整理をしておりませんので、もし現時点の金額が必要だということであれば、後ほど整理したいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちゃんと統合計画にあるわけだから、その金額を述べてください。幾らですか。

ちょっといいですか。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

なかなか時間がかかるようなので、25年2月8日に出された教育委員会の学校教育課の資料の21ページかな、その次、資料3のところにありますよ。統合前、南・北中学校の維持管理関係費用の比較ということで、統合前は5647万6658円、統合後は4129万3316円、差し引きマイナスの1518万3342円というふうになっているんじゃないですか。これで確認できますか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

平成25年2月19日にお示ししました小中学校適正規模化実施計画の中の21ページでは、その数字等が上がっております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この数字から変わっているんですか。変わっていないですね。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

これはその時点の数字を掲載してございますので、現時点の数字とイコールかと言われますと、それは調べてみないとわからないと思います。絶対イコールだということではないと思っています。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私はイコールかどうか言っているんじゃないんだよ。その後検討したかと言ったんだよ。検討していなかったら検討していないでもいいんですよ。検討していないんでしょう。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

その後は、特にこれについては検討してございません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと財政上の問題もう一つ、私、地方交付税の問題で、学校統合に伴う地方交付税及び教職員の人件費の影響額を尋ねて、その資料を出させてもらいました。この南・北中学校の統合によって、地方交付税、いわゆる需要額への影響は幾らですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

中学校でいいますと、小学校、中学校合わせまして影響額としましては、24年度が2億8700万円ほどでございます。統合試算ではそれが1億6800万、影響試算としましては1億1800万のマイナスということで資料を出しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

中学校は、そのうち。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

学校数のほうで見ますと、中学校につきましては影響額としては約1000万の減額、学級数で見ますと、中学校で見ますと約470万ほどの減額というような形になります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今は南・北中学校のことを言っているんだから、ほかのところを言わなくていいんですよ。中学校は、今、正確に言うと、このデータでは24年度地方交付税が1983万4000円、試算は991万7000円で影響試算がマイナスですね。地方交付税が需要額マイナスになる分が991万7000円ということ、約1000万ということになるわけですね。じゃ、教職員はどうですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

教職員につきましては、そのときの資料としましては、影響額としましては△の7億1600万という数字で示していると思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私は何回も言いますが、中学校のことを言っているんです。中学校では教職員何人減るんです

か。その教職員の、これは1人当たり906万4000円で人数を掛けているようですね、いろいろな経費を入れて。何人減るんですか。今現在何人で、今度、統合によって何人になるんですか。すぐ答えが出なければ、議案審査のときにそれを提出して報告してください。よろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

お時間いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案審査には間に合いますか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

間に合うようにしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それではもう一つ、この統合の中でバスの試算がありました。南・北中学校利用者想定数が142人で5台、地方交付税の措置予定額が2800万、同じく想定に71人、バス3台で1680万という試算がありました。これ想定、今見ますと、子どもたちが、スクールバスを利用したいという子どもたちは、6キロメートル以下も含めても142人にならないんじゃないですかね。ごめんなさい、137人ですか、バス利用者が137人ですよ、このデータだと。距離に関係なく、6キロメートル以内であっても、合計で137人になりますね。142人ですよ、これ。クリアしますね、想定1で。いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

このスクールバスの利用者につきましては、北中学校区につきましては利用希望をとった人数で考えております。また、南中学校につきましては、その利用者数まで把握する時間が、まだ議会等も終わっていませんので、把握することができませんでしたので、おおむね6キロ以上となる児童生徒を対象者数としてカウントしております。その結果として、中型バスが4台想定、大型バスが4台想定ということで考えさせていただきました。

先ほども申しましたように、おおむね6キロ以上の子どもを対象として、今回6キロ以上のところにスクールバスを走らせるということでございますが、北中学校の例でいいますと、6キロ未満の子どもであっても、バス停まで歩いてきて利用したいという方もおりますので、そういったものも踏まえると、今回の台数が必要じゃないのかなというふうに判断して計上させていただきました。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

当初の計画は、6キロ云々かんぬんはなかったわけでしょうよ、そうでしょう。6キロはなかったでしょう。そして、想定1として142人で、1台当たり35人の利用でバス5台というふうになっているんですよ。このときは6キロという想定はないですよ、いかがですか。平成25年2月8日の報告だもの、6キロなんていう数字なんか出ていないよ。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

すみません、ちょっと今、その日付の資料が手元で確認できませんけれども、このバスにつきましては、先ほど言いましたように、北中については利用希望者数、南中学校につきましては6キロ以上となる集落に今現在住んでおります児童生徒を対象数としてカウントして積算したものでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

平成25年2月8日に提出した教育委員会学校教育課のデータで、想定ケース1のところ南・北中学校142人5台となっているんですよ。142人はどうやって出したんですか、じゃ。ここですぐ答えられなければ、議案質疑のところでお答えください。

以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

佐藤議員が細かくいろいろと多方面から質問をしてくださったので、私からは幾つもないんですが、何点かお伺いしたいと思います。

宮嶋市長の政策の中では、老から子どもへという流れの中で政策を行っているようですが、今回の霞ヶ浦出島地区の中学校の南と北の統廃合、このスクールバス関係において見てみますと、非常に将来を見据えない、ただ単にその規約の中で、お決まりの中で、それを市のスクールバス運行の事業にのっただけと。熟慮がないと言わざるを得ないような状況ではないかと私は考えております。

そういう中でご質問いたしますが、現在、在学、在校、通学している子どもたちは大概の子どもたちが自転車通学しているわけですね。それを新入生、今現在6年生、5年生の子どもたちを考えると、片や6キロ以上の子どもたちはバスで悠々と、雨の日も風の日も雪の日も通学できるわけです。片や5キロ以内の子どもたちは、親御さんは自転車を買う、また、朝夕の交通事故に

に対する心配、そういう親御さんがたくさん出てくると思うんですよ。それをどういうふうに今後対処していくのか。また、この6キロと区切った中で、それをどういうふうに考えて6キロという数字を出していったのかお答え願いたい。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

まず、この6キロの線につきましては、先ほど佐藤議員さんの質疑の中でもお答えしましたように、現在の南中学校と北中学校の通学距離、遠距離の距離を想定して、当初は7キロという案もございましたけれども、協議の中で6キロという線に落ちついてきたわけでございます。基本的にスクールバスにつきましては、通学に対する負担がふえるというような方を前提に乗せるということでございますので、そういう協議の中で決まってきました6キロということを基準としてさせていただきます。

また、統合校に際しては、安全という視点でのご心配もかなりあると思いますので、今回も追加で補正をお願いしております通学路に対する交通安全照明施設の整備、こういったものに特段のご配慮を市長のほうからもいただきましたので、それもあわせて行うことによって、スクールバスの確保と、また通学の安全確保ということで、児童生徒、保護者の不安を少しでも和らげたいというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

それでは、通学に対する自転車の問題はどういうふうに処理なさるおつもりでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

現時点では、自転車購入に対する支援でありますとか、そういう面については検討しておりません。現状の中では、スクールバスの方はスクールバスを利用いただいて、自転車通学の方は、大変でも自転車を利用させていただいてという形になると思います。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

だからね、教育長、私が議長当時にそのバスに対するご相談もありました。私からは、1軒で子どもが2人いようと3人いようと、1000円でも2000円でもいただいたほうがいいよ、そうすれば平均がとれるよと言ったのはそこなんです。必ず出ますよ、これ。先を考えてつくるのが決まりなんです。何の熟慮もない、ただ単に決まりがあるからそれを市の通学バスにのっけただけ。子どもでもできるんだよ、こういうことは。だから俺は怒るんですよ。先のことを考えてやってくださいよ、後の祭りでしょう、これ。熟慮がないんだよ、勉強はできるかもしれないけれども。もう1回最初から考えたほうがいい。

片や6キロ以上の子どもたちは無料で通学バスに乗って悠々と、自転車で一生懸命、かっぱ

を着て、雪の降っている中、みぞれの降っている中、歩いている子どもたちを横目を見て、ぱっと通り過ぎるんですよ。中学生は大事な受験もあるんですよ。まして社会情勢も乱れていて、いろいろな悪質な事件が毎日毎日子どもたちに降りかかっているんですよ。それを避けるためにも、それを逃れるためにも、こういうところに、予算がこうだから、財政がこうだから、予算、財政で逃げられる問題じゃないんですよ。親の心情、子どもの安心安全、それを守るのが行政だ。違いますか、市長。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

公平性の観点というのも非常に大事だろうと思います。小座野議員おっしゃるように、片や6キロ以下は負担が余計かかるわけでありますから、公平性の観点という、千代田中学の6キロ以上の人が相変わらず自転車で通うことになりますから、公平性にもいろいろな視点がありますが、確かにバスに乗る人を有料化するという配慮も、視点を変えればそういう必要性があるかもしれませんが、私はあくまでも統合委員会の方向づけを待って、それに予算づけをしたということでありまして、今後そういったことも検討対象になるのかなとは思っております。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

これは話ちょっとずれるんですが、前回の議会において、太陽光の固定資産税は5年間の減額措置と、特別。私は大反対で、流れ的に可決が見通しだったんで、所要もありましたし、残念な結果というふうに、可決になったようではありますが。こういうところで、せっかく入ってくる財源を5年間も減額しておいて、片や何百人の子どもに対する、この子どもたちが将来のかすみがうらを支えるんですよ。どこにお金を、この予算を、市民から預かっている予算を公平に落とすかというのが行政の考えることでしょう。ただ決まりがあるから、その中で6キロなんて、こんな無責任な話はないよ、教育部長。もっと深いところを考えてください。本を写すことは誰でもできますから。

終わります。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑はありませんか。

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

それでは、私のほうから何点か質問させていただきます。

1点目ですけれども、スクールバスを運行する目的については、他の自治体の要綱等を引用すれば、通学のための便宜を供与し、もって児童生徒の通学の利便と安全確保を図ることを目的とするとあります。その中でもやっぱり一番大事なものは、通学の安全確保ではないでしょうか。

そこで確認したいのですが、スクールバスの運行責任者、最高責任者は誰になるのでしょうか、お伺いします。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

これは現在委託で考えておりますけれども、市の発注となりますので、最高の責任者としては市長という形になると思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

他の自治体の要綱等を見ますと、最高責任者、確かに市長なんですが、教育の管理下にあるということから考えれば、教育長となっているのが大部分なんです。もうスクールバス運行を開始しようというこの時期にあって、その要綱のしっかりした制定の考え方、整理されていないように思うんですが、私は、運行管理の責任者は教育長だと思いますが、その点は何か調べた上で市長という答弁をされたのか。今考えたときに、市長と考えた、もう少し詳細を調べてはつきり答弁すべきだったのか、その辺はいかがですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

学校の設置者につきましては市でございますので、そういう線からいけば、最終的な責任は市じゃないかということで、市長というお答えをいたしました。ただ、現場で実際の事業を運営する上では、当然教育長なり、学校関係者も携わることだとは認識しております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

これは、スクールバスの運行基準って規程をつくるわけですよ、条例をつくるわけですよ。だから、スクールバスの運行に携わるのが誰かということ論議しているわけじゃなくて、制度を、法律をつくるわけですよ。その中での基準、要は、責任者は誰ですかということここでは聞いているわけですね。ですので、運行規程を当然つくって市民の皆様には知らせなきゃいけないわけですよ。その規程の中には、私はほかの自治体と同じように、運行管理者は教育長であるというふうに明記するべきなんです。

お伺いしますけれども、その運行規程、いつまでにどのようにつくる予定なんです。今の話を聞くとちょっと心配になったので質問させてください。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

運行規程につきましては、現在作業がおくれております。というのは、まだ運行ルートでありますとか、そういったものが変わる可能性があるということで、準備のほうは進めておりますけれども、まだお示しするような段階までは行っておりません。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私は、教育部長にはもっと上、俯瞰して見ていただきたいんですよ。運行規程というのは、それは霞ヶ浦中学校に関する基準ですよ。私が言っているのは、かすみがうら市のスクールバスの基準ですよ。それがなければ学校に落としていけないじゃないですか。そうですね。その大上段となる条例をつくる中に責任者という名目が必要で、各学校においては学校長になる、そういう一文になるのは、それは当たり前なんです。そういうことを聞いているんですよ。

だから、今回霞ヶ浦中学校のスクールバスに特化した予算ですので、そういう答弁になりますけれども、ここでの質問は市としての考え方ですから、ですので、その基準、規約ですね。教育委員会の中での条例になるんですか。そういう制定になるかと思うんですが、その中にはっきりしたそういう名目を入れて、市の方針としての整理をしていただいて、やっていただきたいと思うんですが、再度お伺いします。そういう考えで答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

よく内部の検討をして、早急に対応したいと思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

スクールバス以外の、現状の例えば自転車、徒歩等の一般的な通学路においては学校管理下にあるというのが常識な考えだと思うんですけども、この一般的な通学路における責任者というのは、私は学校長になると考えているんですが、それはそういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

そのとおりです。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私がちょっと調べた通学路ということで、これは学校保健法第2条に書かれている、学校においては、児童生徒等の保健、安全等に関する事項について計画を立て実施しなければならないという中であって、もし事故が起きた場合の責任ということについては、学校長及び教育長双方に責任があるというふうな書き方をされているんですね。ですので、今、教育長は、学校長ということで各学校においては学校長かもしれませんが、全体としては学校長並びに教育長に責任があるという考えで私は考えているんですが、そういう認識で間違いないのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

その認識でよいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

続いて、通学路にあって、今回スクールバスという新たな通学路がふえるわけですが、条件によっては、最高責任者は教育長でしょうけれども学校長となる一般的な通学路、スクールバスにおいては教育長、そうすると、不審者等によるものも含めて、スクールバスを回さなかった場合、その事故の発生の責任については教育長はどのように考えているのか。回さないということもあり得ますよね、場合によっては。そういったことは想定されていますか。スクールバスを運行できないルートが発生したと。申しわけないけれども家庭で送り迎えしてくれ、あるいは自転車で来てくださいという状態が発生した場合ですね。そこにおいて事故がもし起きたという場合はどのように責任があるのか、どこに責任を置くというのか、そういうことは全く想定していないのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

もし万が一事故が起きたときには、これは学校長や私どもの責任であると、それは考えておりますが、不審者が出たとか交通事故が起きたというような場合に、直接学校長や私が責任かと言われると、それは当事者がいるわけですからそちらになると、そう思っております。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

先ほど佐藤議員のほうからもお話がありましたけれども、学校に対する考え方で、以前配付されましたかすみがうら市の小中学校適正規模化計画、その中の学校統合の考え方と課題及び対応という4項の中に、3番目には交通手段について書かれてあります。国の基準では、児童生徒の通学距離は小学校児童にあっては4キロメートル、中学校生徒にあっては6キロメートルを最高限度とすることが適当とされ、教育委員会が地勢、気象、交通等の諸条件並びに通学距離の児童生徒に与える影響を考慮して、さらに実情に即した通学距離の基準を定めるとされていますということが書かれていますね。

このことから言えるのは、統合中学校は新設中学校と同じですので、教育長は、本来のあるべき姿、中学校のあるべき姿ということで常々考えていらっしゃると思うんですが、本来のあるべき姿からすれば、新設校の通学について論議し方向性を見出すのが、これは基本だと思うんですね。現在の南中学校を見れば、この通学距離の目安の表を見ますと、南中学校で見れば、通学距離は巾木免が8.2キロ、東宝ランドが6.8キロ、鹿ノ山が6.5キロ、天神が7.4キロ、そのほか宍倉小学校飯岡集落では5.8キロですからほぼ6キロ、この南中学校にあっては、現在国が指導する交通手段の最高限度を超えているわけですから、統合だよりの第7号、これで再度検討した統合委員会の「頑張って自転車で通学することは、教育的な価値や効果がある」という発言は、本来のあるべき姿からすれば検討に値しないものではないのでしょうか。統合委員会の方向性をコントロールするのも、私は、教育長あるいは教育部長の役目だと思うんですが、本来のあるべき姿

から論議を進めていくように指導をしていなかったように思うんですが、それはいかがですか。どのようにお考えですか、教育長。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

南中学校区で8キロや7キロが現在あるということは、これは昭和33年に新しく南北中学校が統合してきたときから既に存在することでありまして、それらを解消するには、かすみがうら市になるまでは全然解消できるはずがないんですよ、出島村のままではね。かすみがうら市になって学区を再編するということであれば、下稲吉中のほうに通うとか、そういう学区再編も可能になってまいります。現在、小学校も宍倉小学校に行っているわけですから、その子どもたちが南中学校に来たい、保護者も行かせたいということは、これは当然のことでありまして、8キロだから該当外だよというような考え方はできないと、そう思っております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私が言いたいのは、8キロだから学校へ通わせないのではなくて、6キロ以上の子どもに対して、本来あるべき姿としての中学校の通学路、要は通学手段、交通手段がどうあるべきかということを考えれば、南中学校においてもスクールバスという方策が考えられると思うんですね。そこをなしにして、今回の統合中学校においては北中学校区だけを、6キロ以上を対象にしたということで整理をしたということが、私は本来のあるべき姿として考えたときに方向性が偏っているのではないかといいたいんですね。そこで、もし問題があるのであれば、今回かすみがうら市全体として小中学校の統合を考えるのであれば、この最高限度としての交通手段の基準をクリアする学校区の見直しをできないかと。できないならどうしようかということになってくると思うんですね。その論議が私は見えてこなかったんです。その論議があれば、南中学校区の生徒をそのまま統合中学校に通学させるということになれば、当然スクールバスのエリアになってくるわけですね。

ですから、もう少し全体を見ながら、中学校の本来のあるべき姿を考えて検討して方向性を見出す、そこにコントロールしていくというのが私は教育長の役目だと思うんですけども、そこは、なかなか口出しはすることはできなかったんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

以前から南中学校は8キロを自転車で通っていたわけですね。今回統合ということがなければ、全然スクールバスなんていうことは考えもしないで、そのまま自転車通学が恐らく続いたでしょう。しかし、今回統合となって、現状のままで、南中学校は通学そのままでいいかという考え方で最初は進みましたが、皆様からの請願や附帯決議が出て、統合委員会でも検討しまして、そして、やはりこれは公平性の観点から、南北中6キロという線がいいだろうということになったわけでありまして。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

現状がこうだから、現状を肯定してそのまま行くというのは、確かに一つのやり方かもしれませんが、世の中でこういう基準がいっぱいある中で、やはりかすみがうら市の学校はどんな問題があるかということのを常に頭に入れていただいて、教育基本方針の中に今後どうしているかということのを盛り込んでいくことが必要だと思うんです。ですので、今回のこの統合についてはいい機会ですので、本来のあるべき姿の、中学校としてはどうあるべきか、どういう問題があるのかをしっかりと整理していただいて対処していただきたいと思いますし、今後の計画に加えていただきたいと思います。

最後に、本来のあるべき姿ということで申し上げているんですが、財政上の問題としまして、私のほうからは、現行の南北中学校をそれぞれ存続させた場合と、霞ヶ浦中学校として統合校として運営した場合、スクールバス等の費用がふえる、あるいは交付税が減る、そういったもろもろの変化がありますよね。その2つの案で、今後20年間のトータルコストをはじいてみて、将来的にはどのようになるのか。例えばスクールバスの費用負担を考えれば、何十年か後には中学校一つできるぐらいの費用に、負担しなきゃいけないということになれば、本当に統合、スクールバス、メリットあるんですか。統合しないで学校教育に費用を投資するというのも一つの方法になってくるわけですね。その一つの判断材料としたいと思っておりますので、今後20年間の事業効果並びに地方交付税等の収支を含めたトータルコストでの比較、これはされたのかされていないのか。されていなければ、次回の定例議会までに資料を作成していただいて提出いただきたいと思いますというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

20年間にわたる比較というところでは、そこまで行っていませんので、整理して示したいと思います。

○議長（鈴木良道君）

以上で川村成二君の質疑を終わります。

ほかにございませんか。

小松崎 誠君。

○6 番（小松崎 誠君）

このたびの結果報告書を拝見させていただきましたけれども、これは内容が、前回のアンケートのことなんですが、前回の議会、平成25年第4回定例会の後に子どもたちにアンケートをとったようでございますけれども、これは保護者から意見をいただきましたけれども、児童生徒に意見を聞いてスクールバスの方針を決定するのはおかしいのではないかと、こういうご意見をいただきました。政策決定のもとになるアンケート、児童の保護者から聴取するのが当然だと思うんですけれども、というのは、前回行った調査では、南北中学校全体で18.9%しか保護者から上がっていないわけですね。ですから、保護者からの意見をもう一度聴取するのは当然のことだと私

は思っております。このような行政運営を行っていましたが、市民からの信頼を失っていくと私は思っております。こういう小中学校のことなどは地域に密着した問題でありますから、市民の意見を真摯に聞くべきだと思っております。

本当に市の政策決定のもとになるアンケートを、この子どもたちだけに委ねていいと考えているのかどうか伺います。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

政策決定に際して子どもたちのアンケートだけでというご質問でございますが、そういうことでは決してございません。ただ、今回請願の中で、保護者、生徒の意見を聞いてというところがありましたので、そういうところを捉えて、保護者の方には以前にアンケートという形で意見をお伺いしておりますけれども、児童生徒に関しては直接意見を聞いておりませんでしたので、児童生徒の現時点での考え方を聞きたいということでアンケートをさせていただきました。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

私は、昨年第2回定例会、6月の定例会で、この統合問題については、保護者の意見を十分に聞いていただきたいと、こう要望した覚えがあります。そして、12月、この債務負担行為の補正予算が上がってきたわけですが、その間、本当に真剣に私ども議会の意見を考えてやっていただいたのかどうか非常に疑問が残るわけです。保護者のアンケートが18.9%ということは、これあり得ない話ですよ。100%までは行かないまでも、七、八割方は意見をいただかないと、本当の真意というのはわかんないんじゃないでしょうか。これをそのまま放っておいたということは、どういうことが考えられるんでしょうか、お答えください。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

アンケートの回答率の件でございますが、今回はスクールバスの運行を前提としたアンケートでございます。南中学校につきましては、基本的にはスクールバスの利用ができないという中でアンケートになってしまいましたので、回答率が悪かったのかなというふうな考えをしておりますけれども、ただ、そういう中でも回答をいただいた方につきましては、本当の声を届けていただいたというふうには認識しております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

統合だよりの中に、ご意見またご質問等がありましたらいつでもということで、学校教育課が窓口のような案内がされていましたが、これはアンケート調査が低かったがためだと思うんですけども、保護者が教育委員会に電話しますといつも言われることは、統合委員会でやっ

ていることだから、決定したことだからということで、変な話、門前払いに近いような回答しか来なかったということなんです。ですから、もうちょっと広くアンケートをとっていただきたいということで、私は何度か申し入れたような記憶があるんですけども、この辺はもう終わってしまったことなので、これからのことで、もうちょっと市民の立場に立った施策をしていただきたいなど要望します。

それで、今回のアンケート結果なんですけれども、この子どもたちの意見に学年ごとにばらつきがあったと思うんですけども、これは、児童や他の子どもたちが、子どもたち同士とか先生の意見に左右されやすい結果が出ているものと思われるんです。小学生の子どもには、自分でバスか自転車かの判断はできないと思うんです。我々や保護者がバスの利用を望んでいるのは、保護しなければならぬ立場、守る立場から児童の安全を考えてのことなのであります。子どもたちも、本人は安全のことまではそれほど考慮はできないと思うんです。バスを利用したいかの判断とバスを使わせたいかの判断には大きな隔たりがあると思うんですね、立場的に。この大人の立場でいえば、バスを使わせたいという判断で聞くのが当たり前だと思うんですけども、いかがでしょうか。それを含めて、今後の学校の統廃合計画なども子どもたちにアンケートをとって政策を決定するのかどうか、この辺を伺います。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

今後の統廃合に関して政策決定を子どもたちのアンケートで決めるのかということに関しては、そういうことではございません。

先ほどの繰り返しになりますが、今回の請願の中で生徒の意見も聞いてということでございましたので、私どもはそういうことで聞かせていただきました。ただ、今回、反省点としましては、これから小学校も統廃合を進めるわけですが、通学路でありますとかスクールバスにつきましては、もう少し時間をかけてよく地元の方と協議をしていきたいというふうに考えておりますので、小学校の際にはそこら辺を特に注意して進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それらも含めて要望に近い内容ですけれども、ちょっとまとめてきましたので、それをちょっと述べさせていただきます。

今回の提案は、請願を提出した保護者や議会の意見が反映されたものにはなっておりません。しかし、残念ながら議会の権能では、運行基準を見直して6キロ以上という基準を変更することはできません。くれぐれも事故がないことを祈るしかありません。教育長におかれましては、今後は通学路における自転車通学等の事故防止の方策を真剣に検討していただくとともに、もし事故が発生するようなことがあった場合には、迅速で適正な対応をされることを強く望みます。児童生徒は市の宝でありますので、今後とも血の通った教育をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

小松崎 誠君の質疑を終わります。

ほかにごございませんか。

[発言する者なし]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第1号に対する質疑を終結いたします。

委員会付託についてお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第1号の審査は、議長を除く全議員で構成する平成26年第1回臨時会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成26年第1回臨時会議案審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く13名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに全員協議会室にて委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時41分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

休憩中に平成26年第1回臨時会議案審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、ご報告いたします。

委員長に加固豊治君、副委員長に岡崎 勉君、以上のとおり当選されましたので、報告をいたします。

それでは、ただいま付託した議案の審査のため、直ちに全員協議会室にて委員会を開き、速やかに審査結果報告書を提出されますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時42分

再 開 午後 3時32分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平成26年第1回臨時会議案審査特別委員会から議案の審査結果報告書が提出されました。

これより委員長の報告を求めます。

平成26年第1回臨時会議案審査特別委員会委員長 加固豊治君。

[平成26年第1回臨時会議案審査特別委員会委員長 加固豊治君登壇]

○平成26年第1回臨時会議案審査特別委員会委員長（加固豊治君）

平成26年第1回臨時会議案審査特別委員会の審査経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成26年1月22日に付託されました議案第1号について、同日各担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第1号は異議があり、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

採決後、附帯決議（案）が委員より提出され、採決の結果、全会一致で附帯決議（案）を付することに決しました。また、委員会提出の附帯決議（案）とすることも決定いたしました。

なお、委員会会議録は作成次第配付いたしますので、ご理解を願いたいと思います。

以上で平成26年第1回臨時会議案審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第1号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第1号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）、第2表、債務負担行為補正、霞ヶ浦中学校スクールバス運行事業について反対討論を行います。

私は、現在においても中学校の統合には反対の立場であります。問題は、本当に地域住民の合意が得られたのかということであります。学校統合については、通学距離やスクールバスの運営、交通安全対策等をどうするのか十分な議論、協議を含め、保護者や地域住民の合意が前提であり、その合意のもとに統廃合を決めるべきだったと思います。しかし、統合が決まった段階では、地域住民の声、要望を十分に反映させた学校運営に努めなければならないと考えます。

さきの12月定例議会に、中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバス運行を求める請願書が提出されました。審議の結果、この請願は全会一致で採択され、意見書も全会一致で採択されております。加えて、霞ヶ浦スクールバス運行事業の債務負担行為の補正予算についても附帯決議を上げ、霞ヶ浦中学校スクールバス運行事業の利用対象者は、旧北中学校の通学距離が6キロメートル以上の生徒に限定しないこと、なお、スクールバスの利用を希望する生徒に対しては原則利用を認めるものとし、また、運行経路についても保護者、生徒の意見を聞いて決定することを求めています。

今回の補正予算は、南中学校の生徒も対象にしたことや防犯灯の増設予算の追加など前進面は見られますが、明らかに通学距離を一律に6キロメートル以上に限定するものになっております。

したがって、議会の附帯決議をないがしろにするだけではなく、真剣になって心配している請願者、保護者及び生徒の声を無視するものであります。6キロ以内のスクールバス乗車を希望する生徒を切り捨てる結果になるのではないのでしょうか。

当局が財政上の理由として挙げている、昭和31年の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令については、学校統合における適正配置について言及しているものであり、統合に当たっては、通学距離が小学校にあってはおおむね4キロメートル以上、中学校にあってはおおむね6キロ以内を最高限度とすることが適当と考えられるとしているのが趣旨であり、学校統合はこの範囲で検討するということでもあります。さらに、施行令は「教育委員会は、地勢、気象、交通等の諸条件並びに通学距離、児童生徒に与える影響を考慮して、さらに実情に即した通学距離の基準を定めること」を加えております。また、文部省学校施設基準規格調査会、昭和38年に出されたものでありますが、通学距離の適正基準値、農村部においては小学校、歩いて15分で1キロ以下、中学校は同じように歩いて30分、2キロ以下、都市部においては、小学校、歩いて10分、0.5キロ以下、中学校は歩いて15分、1キロ以下との報告が出されております。その後、昭和48年9月には、公立小中学校の統合について、文部省は、①通学距離及び通学時間の児童生徒の心身に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないように配慮すること、②学校統合を計画する場合は、学校の持つ地域的意義等も考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うように努めることの通知を各都道府県教育委員会委員長宛てに出しております。

私は、これらの点を考慮する上で最も肝心なことは、十分に地域住民の理解と合意が必要だということではないのでしょうか。そのことなくして地域の協力は得られません。今まさに行政のあり方が問われております。

今回の学校統合は、結果的には教育費の大幅な削減、教員数が11人減によって9970万4000円、これが減らされ、交付税の影響額を含めると1億円も減ることになります。結果的に教育予算を国・県に返上することになるのではないのでしょうか。したがって、財政支援については、我が市の現況を国や県に強く要請していくことも必要であります。

改めてスクールバスの利用者については、通学距離を一律に6キロメートル以上に限定するのではなく、スクールバスの利用を希望する生徒に対しては、原則利用を認めることを今年度内に早急に再提案することを求め、反対討論といたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第1号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

議案第1号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時42分

再 開 午後 3時54分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで日程追加についてお諮りいたします。

ただいま平成26年第1回臨時会議案審査特別委員会委員長から、委員会発議第1号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）に対する附帯決議（案）が提出されました。

ただいま提出された委員会発議第1号を議題とし、採決いたします。

この採決は、起立により行います。

ただいま提出された委員会発議第1号に同意の上、直ちにこれを日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、委員会発議第1号に同意の上、直ちにこれを日程に追加し、議題とすることは可決されました。

追加日程第 1 委員会発議第1号 議案第1号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）に対する附帯決議（案）

○議長（鈴木良道君）

追加日程第1、委員会発議第1号 議案第1号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）に対する附帯決議（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平成26年第1回臨時会議案審査特別委員会委員長 加固豊治君。

[平成26年第1回臨時会議案審査特別委員会委員長 加固豊治君登壇]

○平成26年第1回臨時会議案審査特別委員会委員長（加固豊治君）

議案第1号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）に対する附帯決議（案）。

霞ヶ浦中学校のスクールバスの運行方針に対しては、平成25年第4回定例会に児童の安全を願う保護者からの切実な願いとして請願が提出され、議会は全会一致で採択し、附帯決議と意見書をもって、請願の内容に沿うよう見直しを求めたところである。今回の提案において、運行の範囲を南中学校区までに広げたということは、一部、請願者と議会の意見が聞き入れられた結果であるが、保護者の意見を聴いて方針を決定することなどの要望内容は反映されていない形となっている。

そもそも、スクールバス運行の目的は、通学のための便宜を供与し、児童生徒の通学の利便と安全確保を図ることを目的とするものであると考える。その中でも一番大事な目的は、「通学の安全確保」である。

かすみがうら市議会としては、執行部に対し、保護者の要望に沿う提案を求めてきたところではあるが、残念ながら議会の権能では意に沿うような変更をすることはできないことから、今後、我々議会としては、児童生徒に事故が発生しないことを祈るほかない。

しかし、多少なりとも前進が見られた形となっており、否決による市民への影響を考えたときに、苦渋の選択として、附帯決議を添えて原案を可決するものである。

児童・生徒は市の「宝」であります。今後とも、血の通った教育を求めるとともに、下記の対処を求めるものである。

記。

1、今後のスクールバス運行の参考とするため、改めて保護者全員に対してアンケート調査を実施し、保護者等の希望する通学距離を把握するとともに、場合によっては運行基準を見直しすることも視野に入れ、保護者の理解が得られるよう前向きに対処していくこと。

2、自転車通学の生徒に交通事故が発生することがないように、積極的に事故防止の方策を講じていくこと。

以上、決議する。

平成26年1月22日。

○議長（鈴木良道君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております附帯決議（案）については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

これより委員会発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

以上で本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

それでは、これもちまして、平成26年かすみがうら市議会第1回臨時会を閉会いたします。

長時間にわたりまして慎重なるご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 3時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 鈴木 良 道

かすみがうら市議会議員 岡 崎 勉

かすみがうら市議会議員 山 本 文 雄

かすみがうら市議会議員 田 谷 文 子